

令和 2 年度

富士吉田市
一般会計
特別会計 予算書及び予算説明書
事業会計

目

次

【予算書】

1. 富士吉田市一般会計予算書	1
2. 富士吉田市国民健康保険特別会計予算書	11
3. 富士吉田市後期高齢者医療特別会計予算書	15
4. 富士吉田市介護保険特別会計予算書	18
5. 富士吉田市介護予防支援事業特別会計予算書	21
6. 富士吉田市看護専門学校特別会計予算書	24
7. 富士吉田市立病院事業会計予算書	27
8. 富士吉田市水道事業会計予算書	33
9. 富士吉田市下水道事業会計予算書	38

【予算説明書】

10. 富士吉田市一般会計予算説明書	43
11. 富士吉田市国民健康保険特別会計予算説明書	147
12. 富士吉田市後期高齢者医療特別会計予算説明書	169
13. 富士吉田市介護保険特別会計予算説明書	175
14. 富士吉田市介護予防支援事業特別会計予算説明書	199
15. 富士吉田市看護専門学校特別会計予算説明書	209
16. 富士吉田市立病院事業会計予算説明書	222
17. 富士吉田市水道事業会計予算説明書	258
18. 富士吉田市下水道事業会計予算説明書	283

一 般 会 計 予 算 書

令和 2 年度 富士吉田市一般会計予算

令和 2 年度富士吉田市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 23,940,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 2 年 3 月 2 日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		6,563,515
	1 市 民 税	3,012,483
	2 固 定 資 産 税	2,785,772
	3 軽 自 動 車 税	176,110
	4 市 た ば こ 税	354,950
	5 都 市 計 画 税	184,570
	6 入 湯 税	49,630
2 地 方 譲 与 税		135,930
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	32,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	88,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	15,930
3 利 子 割 交 付 金		3,200
	1 利 子 割 交 付 金	3,200
4 配 当 割 交 付 金		26,000
	1 配 当 割 交 付 金	26,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		13,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	13,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		23,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	23,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		1,110,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	1,110,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		2,500
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	2,500
9 環 境 性 能 割 交 付 金		14,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	14,000
10 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		160,428

款	項	金 額
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	160,428
11 地 方 特 例 交 付 金		35,300
	1 地 方 特 例 交 付 金	35,300
12 地 方 交 付 税		2,650,000
	1 地 方 交 付 税	2,650,000
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		7,200
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	7,200
14 分 担 金 及 び 負 担 金		866,900
	1 負 担 金	866,900
15 使 用 料 及 び 手 数 料		429,365
	1 使 用 料	256,568
	2 手 数 料	172,797
16 国 庫 支 出 金		3,234,442
	1 国 庫 負 担 金	1,657,778
	2 国 庫 補 助 金	1,563,466
	3 委 託 金	13,198
17 県 支 出 金		1,278,214
	1 県 負 担 金	707,061
	2 県 補 助 金	545,596
	3 委 託 金	25,557
18 財 産 収 入		105,326
	1 財 産 運 用 収 入	64,799
	2 財 産 売 払 収 入	40,527
19 寄 附 金		1,521,387
	1 寄 附 金	1,521,387
20 繰 入 金		3,492,886

款		項	金 額
20 繰 入 金	1 基 金 繰 入 金		3,492,886
	2 財 産 区 繰 入 金		0
21 繰 越 金			30,000
	1 繰 越 金		30,000
22 諸 収 入			222,207
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料		10,000
	2 市 預 金 利 子		626
	3 貸 付 金 元 利 収 入		1,920
	4 雑 入		209,661
23 市 債			2,015,200
	1 市 債		2,015,200
歳 入 合 計			23,940,000

歳 出

(単位：千円)

款		項	金 額
1 議 会 費			205,255
		1 議 会 費	205,255
2 総 務 費			4,634,531
		1 総 務 管 理 費	4,115,703
		2 徴 税 費	276,455
		3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	163,145
		4 選 挙 費	24,196
		5 統 計 調 査 費	34,397
		6 監 査 委 員 費	20,635
3 民 生 費			6,960,103
		1 社 会 福 祉 費	3,310,642
		2 児 童 福 祉 費	3,123,061
		3 生 活 保 護 費	525,920
		4 災 害 救 助 費	480
4 衛 生 費			3,721,009
		1 保 健 衛 生 費	1,820,769
		2 清 掃 費	1,900,240
5 農 林 水 産 業 費			265,295
		1 農 業 費	187,301
		2 林 業 費	77,994
6 商 工 費			439,551
		1 商 工 費	439,551
7 土 木 費			2,677,442
		1 土 木 管 理 費	564,103
		2 道 路 橋 梁 費	760,953
		3 河 川 費	5,000

款		項		金 額	
7 土 木 費	4 都 市 計 画 費	166,332			
	5 下 水 道 費	616,973			
	6 住 宅 費	564,081			
8 消 防 費		1,219,555			
	1 消 防 費	1,219,555			
9 教 育 費		2,322,074			
	1 教 育 總 務 費	384,778			
	2 小 学 校 費	531,702			
	3 中 学 校 費	259,916			
	4 社 会 教 育 費	348,997			
	5 保 健 体 育 費	796,681			
10 災 害 復 旧 費		3			
	1 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1			
	2 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	2			
11 公 債 費		1,465,010			
	1 公 債 費	1,465,010			
12 諸 支 出 金		172			
	1 普 通 財 産 取 得 費	0			
	2 土 地 開 発 基 金 費	172			
13 予 備 費		30,000			
	1 予 備 費	30,000			
歳 出 合 計		23,940,000			

第 2 表 継 続 費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	(仮称) 富士の杜巡礼の郷公園事業 (R2・3 継続事業)	346,346	令和2年度	141,086
				令和3年度	205,260
7 土木費	4 都市計画費	都市計画マスタープラン策定事業	19,156	令和2年度	9,876
				令和3年度	9,280
9 教育費	3 中学校費	中学校校舎等維持管理事業	14,345	令和2年度	4,304
				令和3年度	10,041

第 3 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
R 2 年度 MSライセンス賃借料	令和 3 年度から令和 5 年度まで	13,500 千円
高速印刷機リース料（小学校）	令和 3 年度から令和 7 年度まで	32,130 千円
高速印刷機リース料（中学校）	令和 3 年度から令和 7 年度まで	18,360 千円
令和 2 年度 電子黒板リース料	令和 3 年度から令和 7 年度まで	18,472 千円
令和 2 年度 タブレットPC等リース料	令和 3 年度から令和 7 年度まで	64,331 千円
市内小中学校教職員パソコン器具賃借料（グループ A）	令和 3 年度から令和 7 年度まで	19,496 千円
富士吉田市立小・中学校における外国語指導に関する派遣業務委託	令和 3 年度	49,005 千円
令和 2 年度に銀行その他の金融機関が富士吉田市土地開発公社に融資した開発資金の債務保証	令和 2 年度以降事業費借入金償還期間の満了の日まで	2,000,000千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む）に相当する額

第 4 表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
1 公 共 施 設 整 備 事 業 債	122,600	普 通 貸 借	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは低利借換又は繰上償還することができる。
2 社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業 債	47,300	同 上	同 上	同 上
3 富 士 北 麓 総 合 医 療 セ ン タ ー 整 備 事 業 債	11,200	同 上	同 上	同 上
4 ご み 処 理 施 設 整 備 事 業 債	238,000	同 上	同 上	同 上
5 し 尿 処 理 施 設 整 備 事 業 債	76,100	同 上	同 上	同 上
6 農 業 基 盤 整 備 事 業 債	29,800	同 上	同 上	同 上
7 林 道 整 備 事 業 債	4,500	同 上	同 上	同 上
8 道 路 整 備 事 業 債	405,300	同 上	同 上	同 上
9 橋 梁 整 備 事 業 債	89,400	同 上	同 上	同 上

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
10 砂 防 地 す べ り 対 策 事 業 債	5,000	普 通 貸 借	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは低利借換又は繰上償還することができる。
11 公 営 住 宅 整 備 事 業 債	119,400	同 上	同 上	同 上
12 消 防 ・ 防 災 施 設 整 備 事 業 債	57,900	同 上	同 上	同 上
13 小 学 校 債	131,200	同 上	同 上	同 上
14 中 学 校 債	42,300	同 上	同 上	同 上
15 社 会 教 育 債	11,600	同 上	同 上	同 上
16 保 健 体 育 債	43,600	同 上	同 上	同 上
17 臨 時 財 政 対 策 債	580,000	同 上	同 上	同 上
計	2,015,200			

国民健康保険特別会計予算書

令和 2 年度富士吉田市国民健康保険特別会計予算

令和 2 年度富士吉田市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,362,263 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 2 年 3 月 2 日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 税		1,047,728
	1 国 民 健 康 保 険 税	1,047,728
2 使 用 料 及 び 手 数 料		800
	1 手 数 料	800
3 国 庫 支 出 金		2,278
	1 国 庫 補 助 金	2,278
4 県 支 出 金		3,743,498
	1 県 負 担 金 ・ 補 助 金	3,743,497
	2 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1
5 財 産 収 入		174
	1 財 産 運 用 収 入	174
6 繰 入 金		557,767
	1 他 会 計 繰 入 金	444,716
	2 基 金 繰 入 金	113,051
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 諸 収 入		10,016
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	5,001
	2 受 託 事 業 収 入	1
	3 雑 収 入	5,014
9 市 債		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 貸 付 金	1
歳 入 合 計		5,362,263

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		162,767
	1 総 務 管 理 費	149,115
	2 徴 税 費	11,558
	3 運 営 協 議 会 費	312
	4 趣 旨 普 及 費	1,782
2 保 険 給 付 費		3,673,668
	1 療 養 諸 費	3,137,057
	2 高 額 療 養 費	513,449
	3 移 送 費	2
	4 出 産 育 児 諸 費	18,910
	5 葬 祭 諸 費	4,250
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		1,412,469
	1 医 療 給 付 費 分	994,115
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	299,031
	3 介 護 納 付 金 分	119,323
4 共 同 事 業 拠 出 金		3
	1 共 同 事 業 拠 出 金	3
5 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
6 保 健 事 業 費		68,384
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	38,447
	2 保 健 事 業 費	29,937
7 基 金 積 立 金		174
	1 基 金 積 立 金	174
8 公 債 費		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 償 還 金	1

款		項	金 額
9 諸 支 出 金			14,796
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金		9,903
	2 他 会 計 繰 出 金		4,893
10 予 備 費			30,000
	1 予 備 費		30,000
歳 出		合 計	5,362,263

後期高齢者医療特別会計予算書

議案第 3 号

令和 2 年度富士吉田市後期高齢者医療特別会計予算

令和 2 年度富士吉田市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,079,300 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

令和 2 年 3 月 2 日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料		428,124
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	428,124
2 使 用 料 及 び 手 数 料		76
	1 手 数 料	76
3 繰 入 金		650,095
	1 一 般 会 計 繰 入 金	650,095
4 諸 収 入		1,005
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	2
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,001
	3 雑 入	2
歳 入 合 計		1,079,300

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		6,945
	1 総 務 管 理 費	4,561
	2 徴 収 費	2,384
2 分 担 金 及 び 負 担 金		1,061,354
	1 後 期 高 齢 者 医 療 負 担 金	1,061,354
3 諸 支 出 金		1,001
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,001
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	1,079,300

介護保険特別会計予算書

議案第4号

令和2年度富士吉田市介護保険特別会計予算

令和2年度富士吉田市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,749,283千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年3月2日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		846,929
	1 介 護 保 険 料	846,929
2 分 担 金 及 び 負 担 金		9,066
	1 負 担 金	9,066
3 使 用 料 及 び 手 数 料		150
	1 手 数 料	150
4 国 庫 支 出 金		1,133,946
	1 国 庫 負 担 金	819,197
	2 国 庫 補 助 金	314,749
5 支 払 基 金 交 付 金		1,224,887
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,224,887
6 県 支 出 金		654,313
	1 県 負 担 金	634,576
	2 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1
	3 県 補 助 金	19,736
7 財 産 収 入		281
	1 財 産 運 用 収 入	281
8 繰 入 金		871,614
	1 一 般 会 計 繰 入 金	763,580
	2 基 金 繰 入 金	108,034
9 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
10 諸 収 入		8,096
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	1
	2 雑 入	8,095
歳 入	合 計	4,749,283

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		83,265
	1 総 務 管 理 費	52,510
	2 徴 収 費	3,675
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	26,357
	4 趣 旨 普 及 費	357
	5 運 営 協 議 会 費	366
2 保 険 給 付 費		4,473,147
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	4,109,166
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	52,849
	3 高 額 サ ー ビ ス 費	80,293
	4 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	11,220
	5 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 費	215,145
	6 そ の 他 諸 費	4,474
3 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
4 基 金 積 立 金		281
	1 基 金 積 立 金	281
5 地 域 支 援 事 業 費		181,587
	1 介 護 予 防 事 業 費	115,543
	2 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	66,044
6 諸 支 出 金		1,002
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,002
7 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	4,749,283

介護予防支援事業特別会計予算書

議案第 5 号

令和 2 年度富士吉田市介護予防支援事業特別会計予算

令和 2 年度富士吉田市介護予防支援事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 16,749 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000 千円と定める。

令和 2 年 3 月 2 日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款		項	金 額
1	サ	ー	ビ
		ス	収 入
		1	介護給付費収入（介護予防給付費収入）
2	繰	入	金
		1	他会計繰入金
歳 入		合 計	

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 費		16,449
	1 介 護 予 防 支 援 事 業 費	16,449
2 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出	合 計	16,749

看護専門学校特別会計予算書

議案第 6 号

令和 2 年度富士吉田市看護専門学校特別会計予算

令和 2 年度富士吉田市看護専門学校特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 224,568 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000 千円と定める。

令和 2 年 3 月 2 日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使 用 料 及 び 手 数 料		23,975
	1 使 用 料	22,560
	2 手 数 料	1,415
2 国 庫 支 出 金		428
	1 国 庫 補 助 金	428
3 県 支 出 金		23,000
	1 県 補 助 金	23,000
4 繰 入 金		173,370
	1 他 会 計 繰 入 金	173,370
5 諸 収 入		3,795
	1 雑 入	3,795
歳 入 合 計		224,568

歳 出

(単位：千円)

款		項	金 額
1 総	務 費		223,568
		1 総 務 管 理 費	223,568
2 予	備 費		1,000
		1 予 備 費	1,000
歳 出		合 計	224,568

市立病院事業会計予算書

令和 2 年度富士吉田市立病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 2 年度富士吉田市立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 業 務 量

イ 病 床 数	310 床			
一 般 病 床	300 床			
I C U 病 床	6 床			
感 染 症 病 床	4 床			
ロ 患 者 数	年 間	263, 626 人	一日平均	963 人
入 院 患 者	〃	91, 433 人	〃	251 人
外 来 患 者	〃	172, 193 人	〃	712 人

(2) 建設改良計画

イ 病院改良工事	243, 980 千円
ロ 医療機器等購入	558, 719 千円

ハ	リース債務償還金	163,425 千円
---	----------	------------

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	病院事業収益	8,445,878 千円
第1項	医業収益	7,563,399 千円
第2項	医業外収益	753,764 千円
第3項	特別利益	128,715 千円
支		出
第1款	病院事業費用	8,186,464 千円
第1項	医業費用	8,102,269 千円
第2項	医業外費用	83,194 千円
第3項	特別損失	1 千円
第4項	予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 819,627 千円は、過年度分損益勘定留保資金 798,147 千円と過年度分消費税資本的収支調整金 21,480 千円で補填するものとする。)

		収	入
第1款	資本的収入		466,947 千円
第1項	企 業 債		239,087 千円
第2項	負 担 金		186,965 千円
第3項	補 助 金		40,893 千円
第4項	固定資産売却代金		1 千円
第5項	寄 附 金		1 千円
		支	出
第1款	資本的支出		1,286,574 千円
第1項	建 設 改 良 費		966,125 千円
第2項	企 業 債 償 還 金		280,449 千円
第3項	予 備 費		40,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
病院事業債	239,087 千円	普通貸借	6.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを行 った後においては、当 該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件によ り、銀行その他の場合は、その債権者と協 定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、若しくは低利借換又は 繰上償還することができる。

(一 時 借 入 金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用と医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 4,313,035 千円

(2) 交 際 費 1,000 千円

(他会計からの補助金)

第9条 他会計から、この会計へ繰入を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 他会計補助金 70,087 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,228,451 千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第 11 条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

種類	名称	数量
医療機器	手術支援ロボット daVinci Xi 本体及び周辺機器	一式
医療機器	前立腺肥大症レーザー手術装置及び周辺機器	一式
医療機器	画像統合システム	一式
医療機器	移動型 X 線透視診断装置	一式
医療機器	自動洗浄・除染・乾燥装置	一式

令和 2 年 3 月 2 日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

水道事業会計予算書

議案第8号

令和2年度富士吉田市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度富士吉田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数 (メーター数)	19,393 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	6,172,841 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	16,865 m ³
(4) 主要な建設改良事業	第8期事業第8年度事業
	新屋2号配水池整備事業(継続) 410,855 千円
	鐘山配水区配水管工事(単年) 116,912 千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	771,193 千円
第1項 営業収益	618,079 千円
第2項 営業外収益	153,113 千円
第3項 特別利益	1 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	729,050 千円
第1項 営業費用	649,257 千円
第2項 営業外費用	78,792 千円
第3項 特別損失	1 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額265,963千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額20,366千円、損益勘定留保資金245,597千円で補てんするものとする。）。

収		入
第1款	資 本 的 収 入	790,658 千円
第1項	企 業 債	182,000 千円
第2項	負 担 金	178,440 千円
第3項	補 助 金	421,545 千円
第4項	出 資 金	8,672 千円
第5項	固 定 資 産 売 却 代 金	1 千円
支		出
第1款	資 本 的 支 出	1,056,621 千円
第1項	建 設 改 良 費	875,792 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	175,829 千円
第3項	予 備 費	5,000 千円

(企 業 債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
配水設備 工事債	182,000千円	普通貸借	6.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは低利借換又は繰上償還することができる。

(一 時 借 入 金)

第6条 一時借入金の限度額は、550,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

103,474 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、30,000千円と定める。

令和2年3月2日提出

富士吉田市長 堀内 茂

下水道事業会計予算書

議案第9号

令和2年度富士吉田市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度富士吉田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|---|
| (1) 接 続 戸 数 | 6,301 戸 |
| (2) 年 間 総 排 出 量 | 2,520,994 m ³ |
| (3) 一 日 平 均 排 出 量 | 6,907 m ³ |
| (4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業 | 国庫第8工区（昭和通り線） L=125m 21,250千円（社交金事業）
国庫第12工区（上吉田西裏通り線） L=57m 21,560千円（社交金事業）
耐震化工事（昭和通り線） 6箇所 20,000千円（防災・安全事業） |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	下水道事業収益		871,392 千円
第1項	営業収益		270,718 千円
第2項	営業外収益		600,674 千円
		支	出
第1款	下水道事業費用		871,140 千円
第1項	営業費用		774,639 千円
第2項	営業外費用		82,031 千円
第3項	特別損失		10,470 千円
第4項	予備費		4,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額351,233千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,580千円、引継未収金8,799千円及び当年度分損益勘定留保資金338,854千円で補てんするものとする。）。

収				入	
第1款	資	本	的	収 入	522,553 千円
第1項	企	業	債		239,347 千円
第2項	補	助	金		131,000 千円
第3項	負	担	金 等		152,206 千円
支				出	
第1款	資	本	的	支 出	873,786 千円
第1項	建	設	改 良 費		407,303 千円
第2項	企	業	債 償 還 金		466,483 千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ24,976千円及び16,178千円である。

(企 業 債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 150,247	普通貸借	6. 0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは低利借換又は繰上償還することができる。
流域下水道事業	千円 50,100	普通貸借		
特別措置分	千円 39,000	普通貸借		

(一 時 借 入 金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

40,956 千円

令和2年3月2日提出

富士吉田市長 堀内 茂